

一般競争入札（条件付）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、岡山県が発注する建設工事において、一般競争入札（条件付）（以下「入札」という。）の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。以下この条において同じ。）が別表に掲げる建設工事の種類ごとに同表に定める金額以上の工事（設計金額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事を除く。）とする。

（入札参加資格）

第3条 入札参加資格は、岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号）に定めるもののほか、第5条の規定により、対象工事ごとに次に掲げる事項について定める。

- (1) 対象工事に対応する業種の級別業者の格付
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値
- (3) 契約の相手方となる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所をいう。）の所在地
- (4) 対象工事と同種、同規模の工事の施工実績等
- (5) 当該工事に配置予定の技術者の資格
- (6) 岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）に基づく評定点
- (7) その他必要と認める事項

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 岡山県知事から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者
- (2) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者
- (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により、岡山県内における営業の停止命令を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 以下に定める社会保険等の届出の義務を履行していない者。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(入札調査委員会)

第4条 入札について調査審議を行うため、本庁及び県民局等に一般競争入札（条件付）調査委員会（以下「入札調査委員会」という。）を設置するものとする。

2 入札調査委員会の所掌事項等は、別に定める。

(公告内容等の決定)

第5条 知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、対象工事ごとに、入札調査委員会に諮り、第3条に定める入札参加資格のほか公告内容等を決定する。

(入札の公告)

第6条 入札の公告は、別添1の公告例に準じて作成し、次条第1項に定める期限の10日前までに政令第167条の6及び財務規則の規定により、入札情報公開システムへの掲載及び入札執行機関の掲示場への掲示により行うものとする。ただし、急を要する場合にあっては5日以内に限り短縮することができる。

(入札参加の申出手続)

第7条 入札に参加しようとする者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）及び関係書類（以下「申請書等」という。）を前条の規定による公告（以下「公告」という。）で指定する期限までに、公告で指定する方法により、契約担当者に提出しなければならない。

2 最低制限価格を設定した場合には、前項の規定にかかわらず、関係書類のうち施工実績調書（別記様式1）及び配置予定技術者調書（別記様式2）を除く書類（以下「資格確認書類」という。）は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者（以下「第一落札候補者」という。）から提出を求めるものとし、提出方法、提出先及び提出期限は、公告において明らかにするものとする。ただし、契約担当者が、必要があると認めるときは、第一落札候補者以外の入札者に対しても資格確認書類の提出を求めることができるものとする。

3 契約担当者は、前項の規定により書類の提出を求めた入札者について、入札参加資格を有することが確認できないと判断した場合は、次順位の者から資格確認書類の提出を求めなければならない。この場合においては、前項の規定にかかわらず、提出期限については、契約担当者が別途電子入札システムにより指定するものとする。

(基本的な入札参加資格の事前確認)

第8条 契約担当者は、入札に参加しようとする者が、第3条に規定する入札参加資格のうち基本的事項について要件を満たしているかどうかの確認を入札執行前に行うものとする。

2 前項の確認を受け、岡山県建設工事等電子入札実施要領（平成30年3月12日施行）第6条の通知を受けた者でなければ入札に参加することができない。

3 前2項に規定する事項については、公告において明らかにするものとする。

(設計図書の閲覧)

第9条 契約担当者は、公告に定める期間中、設計図書を閲覧に供するものとし、閲覧の

方法、期間及び場所は、公告において明らかにするものとする。

- 2 設計図書等に関する質問は、書面（設計図書等に対する質問・回答書（様式第2号）による。）又は電子入札システムにより受け付けるものとし、提出の方法及び期限並びに提出先は、別添公告で定めるところによるものとする。
- 3 契約担当者は、前項の質問に対する回答を、質問を受け付けた日の翌日から起算して5日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）以内に作成し、入札情報公開システムに掲載しなければならない。
- 4 前項の質問に対する回答は、入札日の前日まで、入札情報公開システムにおいて、閲覧に供するものとする。

（入札の執行）

第10条 入札は、電子入札システムにより行うものとする。

- 2 入札の執行回数は、2回までとする。
- 3 入札の参加者は、入札を行う時までに工事費内訳書を作成しなければならない。

（落札決定の保留）

第11条 契約担当者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札があった場合（最低制限価格を設定した場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格での入札があった場合）、入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

（入札参加資格の審査）

- 第12条 契約担当者は、第7条の規定により提出期限までに提出のあった申請書等を、入札後速やかに入札調査委員会に提出し、その議に付さなければならない。
- 2 入札調査委員会は、予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設定した場合においては、第一落札候補者等）を対象として、提出された申請書等に基づいて入札参加資格の有無を審査し、契約担当者にその結果を通知するものとする。
 - 3 前項に規定する審査は、最低価格入札者（最低制限価格を設定した場合においては、第一落札候補者）から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を有している者を確認することができるまで行うものとする。
 - 4 契約担当者は、審査の内容及び結果を入札参加資格審査結果調書（様式第3号）により記録し、申請書等とともに保存するものとする。

（落札者の決定方法）

- 第13条 契約担当者は、前条の審査の結果、入札の参加資格を満たすことが確認された者を落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者全員に対し通知するものとする。
- 2 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）に定める調査基準価格を下回った場合の落札者の決定は、同要領による。
 - 3 入札で落札者がいない場合（低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。）は、入札不調とする。
 - 4 入札不調の場合は、入札調査委員会に諮り、再度公告入札又は随意契約のいずれかを決定する。

(総合評価落札方式)

第 14 条 総合評価落札方式を採用する場合は、岡山県建設工事総合評価落札方式要領（平成 19 年 6 月 1 日施行）又は岡山県建設工事総合評価落札方式（拡大分）試行要領（平成 23 年 4 月 1 日施行）に定めるところによって行うものとする。

(入札の無効)

第 15 条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 公告に示した条件に違反した入札

(入札結果の公表)

第 16 条 契約担当者は、落札者を決定したときは、遅滞なく入札公表閲覧文書（様式第 4 号）を入札情報公開システムに掲載するとともに、入札執行機関での閲覧に供するものとする。

(無資格者への理由説明)

第 17 条 入札参加資格がないとされた者は、前条の公表の日の翌日から起算して 3 日（県の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

2 前項の説明を求める場合においては、書面（様式第 5 号）により行うものとする。

3 契約担当者は、前 2 項の規定により説明を求められたときは、書面（様式第 6 号）により回答するものとする。この場合において、回答は、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 3 日（県の休日を除く。）以内に行わなければならない。

(契約の時期)

第 18 条 議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年岡山県条例第 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決が必要な建設工事については、仮契約を締結し、議決により本契約となるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(その他)

第 19 条 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 13 年岡山県告示第 404 号）に基づく指名停止を行うことがある旨を公告において明らかにするものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に政令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告を行った一般競争入札に係る建設工事については、なお従前の例による。
附 則
この要領は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に政令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告を行った一般競争入札に係る建設工事については、なお従前の例による。
附 則
- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に政令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告を行った一般競争入札に係る建設工事については、なお従前の例による。
附 則
- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に政令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告を行った一般競争入札に係る建設工事については、なお従前の例による。
附 則
この要領は、平成 30 年 3 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日以降に入札を行う一般競争入札に係る建設工事に適用する。
附 則
- 1 この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に政令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告を行った一般競争入札に係る建設工事については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

建設工事の種類	金額
土木一式工事（橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。）又は建築一式工事	1 千万円
上記以外の工事	4 千万円